平成２５年（フ）第６３号
大阪府岸和田市西之内町55番37号レオパレス寺西Ⅰ棟203号
債務者　平瀬　清満
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
大阪府貝塚市半田563番地３リバーサイドシティ麻生川102号
債務者　福田工務店こと　福田　強一
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
大阪府和泉市伯太町６丁目３番15―207号
債務者　青石　僚介
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
大阪府貝塚市津田南町13番１号、前住所大阪府貝塚市津田南町26番30号
債務者　白星　輝雄
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅14棟503号
債務者　森田　順一
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
大阪府泉大津市板原町１丁目９番10―204号、前住所大阪府泉大津市西港町12番３―501号
債務者　梅田佳保里（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
大阪府阪南市光陽台１丁目11番３号、前住所大阪府泉南郡熊取町朝代西３丁目1146番地516
債務者　国本清治こと　李　　清治
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
香川県高松市由良町339番地　市営住宅川東団地102号室
債務者　古市　清隆
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３１号
香川県高松市茜町１番20　ロイヤルハイツ茜301号室
債務者　佐藤　雪子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１３１３号
千葉県船橋市高根台５丁目１番253棟104号
債務者　成富　智子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９５号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目６番12号　コスモ稲毛ロイヤルステージ118号
債務者　多田美奈子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４４号
千葉県浦安市富士見２丁目16番33―201号　アーバンホリキ
債務者　南竹　丈二
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４７４号
千葉県八千代市勝田台北２丁目28番35号　メゾン勝田台Ａ―202号
債務者　山出　伸浩
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４号
千葉県船橋市北本町１丁目２番14―101号
債務者　森田　亜紀
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８号
千葉県市原市潤井戸2299番地２
債務者　齋藤　敬子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１号
千葉県市原市惣社２丁目４番地８　五光ハイツ201
債務者　中村　静子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２号
千葉県浦安市当代島１丁目17番14―105号　ヴェル・ドミール
債務者　堀　　照美（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係